

第 1 部 重要事項説明書

1 介護予防支援及び第 1 号介護予防支援の目的

介護予防支援は、利用者の心身の状況等に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

第 1 号介護予防支援は、利用者の心身の状況等に応じて、第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的とします。

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	高浜市介護予防支援事業所(高浜市地域包括支援センター)
所在地	〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地(高浜市いきいき広場 2 階)
電話番号	0566-52-9610
FAX 番号	0566-52-7918
代表者名	高浜市長 杉浦 康憲
管理者名	高浜市地域包括支援センター 野口 真樹
介護保険指定番号	2304600014
指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
サービス提供地域	高浜市全域

(2) 職員体制(令和 6 年 7 月 1 日時点)

	常 勤	非常勤	計	備 考
保健師等	4 人	人	4 人	介護予防支援担当職員は、保健師、経験のある看護師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある社会福祉主事のいずれかとなります。
社会福祉士等	2 人	人	2 人	
主任介護支援専門員等	2 人	人	2 人	
介護予防支援担当職員	人	0.8 人	0.8 人	

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平 日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休業日	土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)	

3 業務の流れ

①重要事項説明書兼契約書の説明
重要事項の説明を行い、契約を締結します。「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書」を市へ届け出ます。
②状態の把握(アセスメント)
認定調査結果、主治医意見書、利用者基本情報及び基本チェックリスト等を基に、担当職員が利用者やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
③介護予防サービス・支援計画書原案の作成
アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。介護予防サービス提供事業者等を選定していただきます。
④サービス担当者会議の開催
関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑤介護予防サービス・支援計画書の交付
検討された介護予防サービス・支援計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。
⑥介護予防サービスの提供
介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス事業者等より提供されます(別途各介護予防サービス等事業者等との契約が必要です。)
⑦状況の把握(モニタリング)
介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。
⑧給付管理
支給限度額の管理に必要な介護予防サービス等の利用実績を確認します。
⑨費用の請求
介護予防サービス・支援計画の作成にかかる費用の請求事務などを行います。

※②～⑧については、指定居宅介護支援事業者に業務委託を行うことがあります

4 利用料金

介護予防サービス・支援計画作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

要介護認定等の代行申請	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の届出	自己負担はありません。

※介護保険料を滞納していると、国が定める金額をお支払いいただくことがあります

5 相談・苦情窓口

事業所に設置された相談・苦情窓口	受付時間	8:30～17:15(平日)
	電話番号	0566-52-9610
	担当者	安藤 美津子
高浜市役所(保険者)	所 管	介護障がいグループ
	受付時間	8:30～17:15(平日)
	電話番号	0566-95-9554
	FAX 番号	0566-52-7918
愛知県国民健康保険団体連合会	所 管	介護福祉室
	受付時間	9:00～17:00(平日)
	電話番号	カナイ ヨイロコ 052-971-4165
	FAX 番号	052-962-8870

6 緊急時の対応

高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は、介護予防支援又は第1号介護予防支援の実施に際して利用者の体調の急変等必要な場合には、速やかにご家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、管理者への報告を行います。

7 賠償責任について

- ① 介護予防支援又は第1号介護予防支援の提供に伴って、高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）の責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者又はその家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することがあります。
- ② 利用者又はそのご家族等が、自らの責めに帰すべき事由により、高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）の従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償していただきます。

8 秘密の保持

- ① 高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は、その従業員ないし業務委託先が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ② 高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は、その従業員ないし業務委託先が、退職後ないし委託契約終了後であっても、在職中ないし委託中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

- ③ 高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は、利用者の個人情報を通常業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、利用者の同意を得ることとします。ただし、高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は法令上定めのある場合や利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとしします。
- ④ 高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）が介護予防支援又は第 1 号介護予防支援業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。
- ⑤ 高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）は、緊急時・災害時において生命・身体保護のため、利用者の安否確認を、行政等に提供することができるものとしします。

9 連絡について

利用者が、要介護認定の（変更）申請、基本チェックリストによる判定、住所の変更、介護保険施設・病院・有料老人ホーム等への入所・入院を行う場合は、高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）又は委託居宅介護支援事業所に対し、速やかに連絡してください。

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

介護予防支援及び第 1 号介護予防支援の実施にあたって、利用者は、高浜市介護予防支援事業所（高浜市地域包括支援センター）に対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。

（第 1 部 以上）